

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 衛藤 明和

## 1 日 時

平成27年5月26日（火） 午後2時00分から  
午後4時35分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤明和、土居昌弘、大友栄二、麻生栄作、二ノ宮健治、原田孝司、久原和弘

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

後藤慎太郎、藤田正道、桑原宏史、森誠一

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 平成27年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、治安情勢についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査の行程について決定した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子  
政策調査課調査広報班 副主幹 三重野大

# 文教警察委員会次第

日時：平成27年5月26日（火）14：00～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

14：00～15：30

- (1) 平成27年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
  - ② 裁判上の和解について
  - ③ 埋蔵文化財センターの今後のあり方について
  - ④ 小・中学校フッ化物洗口の状況について
  - ⑤ 県立屋内スポーツ施設のあり方検討委員会報告について
- (3) その他

## 3 警察本部関係

15：30～16：30

- (1) 治安情勢について
- (2) 平成27年度行政組織及び重点事業等について
- (3) 県下の特殊詐欺の現状と対策について
- (4) その他

## 4 協議事項

16：30～16：40

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

これより、教育委員会関係の説明に入ります。

説明に入る前に、まず、私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**衛藤委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**衛藤委員長** また、本日は、委員外議員として、藤田議員、後藤議員、桑原議員、森議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の大久保君です。（起立挨拶）

政策調査課の三重野君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔工藤教育長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**衛藤委員長** ここで委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私にご一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑・討論終了後に挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔にご発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆様には、あらかじめご了解をお願いします。

皆さんにお願いいたします。

この第3委員会室では、委員も執行部の皆さんも全員マイクの使用をお願いします。

マイクは発言の都度、オン・オフをしてください。

また、マイクの数に限りがありますので、慌てなくて結構ですから、私の指名を受けてからマイクを回していただき、ゆっくり・はっきりと発言をお願いします

それでは、教育委員会関係の平成27年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 平成27年度の行政組織及び重点事業等について説明いたします。

お手元の文教警察委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、教育委員会組織等の概要について、説明いたします。

1の教育委員会でございますが、本年4月からの新教育委員会制度への移行に伴いまして、これまでの教育委員長と教育長を一本化した、いわゆる新教育長と5名の教育委員による合議制の執行機関となっております。

委員会会議の開催に当たりまして、これまでと同様、率直な意見交換を行うなど、委員会の活性化に努めています。また、地域に赴き、保護者や地域住民等と幅広く意見交換を行う移動教育委員会を開催するなど、引き続き現場の実情把握、課題認識の共有等に努めながら教育行政の推進に取り組んでまいります。

本日午前、初めての大分県総合教育会議を開催し、教育大綱案について協議を行ったところでございますが、新制度に移行しても合議制の執行機関という教育委員会の位置づけに変わりありません。今後とも教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保に意を用いつつ、他方で総合教育会議等の新たな仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、知事部局との連携を図ってまいります。

次に、2の事務局等の組織であります。

本庁においては、総務・改革、学校教育、社会教育各部門担当次長のもとで、教育改革・企画課以下11課1室をもって所管事務を分掌しております。

本年度の組織改正におきましては、大分県グローバル人材育成推進プランに基づく取り組みを大分県全体で着実に推進するため、高校教育課内にグローバル人材育成推進班を新設しております。

また、食物アレルギーや食中毒事故等の予防・対応に向けた学校保健・食育指導体制の充実とともに、地震を初め自然災害等から子供を守るための学校安全指導体制の充実を図るため、体育保健課の学校保健・安全班と食育推進班を学校保健・食育班と学校防災・安全班に再編しております。

次に、資料の2ページ上段であります。地方機関の組織改正事項はございません。昨年度同様、教育事務所6カ所と埋蔵文化財センターの計7施設となっております。

次に、教育機関の組織改正としては、先月の県立美術館開館に先立ちまして、昨年度末をもって芸術会館を廃止しておりますので、県立図書館以下5施設となっております。

なお、これら教育委員会事務局等の職員数は、5月1日現在で386名であります。

次に、3の県立学校ですが、高校再編に伴いまして、別府翔青、玖珠美山高等学校の2校が新設されるとともに、速見地域で山香農業、日出暘谷高等学校、玖珠地域で玖珠農業、森高等学校の計4校が閉校となりました。

これによりまして、1番右の平成27年度の欄のとおり、高等学校が本校41校と分校4校、特別支援学校が本校14校と分校2校、中学校が1校の合計62校となっております。

最後に、4の市町村立学校ですが、本年度は小学校が本校273校、分校4校の計277校、中学校が本校126校、分校2校の計128校、小中学校合わせて計405校となっております。

以上のとおり組織の見直しを行い、新しい組織体制のもと、大分県の教育の振興を図ってまいります。

次に、説明資料3ページをお開きください。

平成27年度の大分県教育委員会の重点方針についてご説明申し上げます。

本方針のテーマを改革の継続と発展としており、柱が2つございます。

1つ目の柱が子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進であります。

今年度は芯の通った学校組織の第4フェーズ、芯の通った学校組織の活用推進の年としており、目標達成に向けたマネジメントと組織体制の構築に向けたマネジメントの取り組みの徹底を図るとともに、このような学校マネジメントのツールを活用して学力向上、体力向上、不登校対策、学校・家庭・地域の協働などに取り組んでまいります。

2つ目の柱は、グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成です。

昨年10月に策定した大分県グローバル人材育成推進プランに基づき、大分県の全ての子供たちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる5つの力の総合力を育成してまいります。

現在、国においては、思考力・判断力・表現力等や主体性・多様性・協働性を重視した高大接続改革や学習指導要領改訂の検討が進められています。本県としては、そうした教育改革の動向を踏まえ、むしろ先取りする意気込みで取り組みを進めてまいります。

次に、説明資料の4ページをごらんください。

各分野別の重点項目ですが、これは現行の新大分県総合教育計画、いわゆる教育長計の柱に沿って記載しております。

以上、この重点方針のもと、教育の実を上げられるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、平成27年度教育委員会の当初予算及び主要事業の概要について説明いたします。説明資料の5ページをお開きください。

表の下から3段目に二重線で囲んでおりますが、教育委員会の平成27年度当初予算額は、右から3列目にありますように1,131億8,643万1千円です。

これを右から2列目の平成26年度当初予算額と比較しますと、その右の欄にありますように9億3,794万6千円、率にして0.8%の増となっております。

これは人件費が教職員の若返りにより給料等が減となる一方で、退職者が26年度当初と比較して80名の増となる見込みとなり、退職手当が大幅に増となったことが主な要因です。

また、下方に参考として記載しておりますとおり、県予算額に占める教育委員会予算額の割合は19.9%と、26年度と比較して0.9ポイントの増となっております。

それでは、主要事業の概要について、担当課室長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**岡田教育財務課長** 平成27年度教育委員会の主要事業の概要について説明いたします。

説明資料の6ページをごらんください。

事業名欄1番目の県立学校施設整備事業、27年度当初予算額25億2,474万6千円でございます。

この事業は、高校再編プランに基づく施設整備や学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施するものでございます。

27年度は高校再編プラン分として、別府翔青高校の第2体育館などを整備いたしますとともに、大分舞鶴高校など16校の大規模改造を実施いたします。

**後藤義務教育課長** 事業名欄2番目の中学校学力向上対策支援事業2億9,431万9千

円です。

この事業は、生徒のさらなる学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定して学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員の配置などの支援を行うものです。

また、基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度も把握できる学力定着状況調査を中学校2年生で実施するものです。

なお、27年度は新たに、指導教諭を中心とした校内研究体制を構築し、学びに向かう学校づくりを推進してまいります。

**江藤生徒指導推進室長** 事業名欄3番目のいじめ・不登校等未然防止対策事業1億5,758万4千円でございます。

この事業は、いじめや不登校などの未然防止を図るもので、不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、地域不登校防止推進教員を県内16地域に19名配置し、不登校の予防と初期対応を組織的に進めるものです。

27年度は、拠点校において学級への適応感を計るテストを新たに実施し、不登校の生じない、より良い学級づくりを推進します。

**後藤特別支援教育課長** 事業名欄4番目の特別支援学校情報端末活用促進事業222万2千円は新規事業です。

この事業は、大学の研究機関や民間企業との連携により、特別支援学校におけるタブレット型端末を有効活用した授業のあり方などに関する実践的研究を通し、障がいのある幼児・児童・生徒の社会的自立に向けた学習環境整備を推進するものです。

**岩武高校教育課長** 事業名欄5番目の進学力パワーアップ事業936万9千円です。

この事業は、高い目標に挑む意欲の醸成と進路実現に向け、難関大学にも十分対応できる学力と教科指導力の強化を図るものです。

本事業では、生徒対象のセミナー等を実施するとともに、教員対象に入試問題や授業の研究などを実施することとしていますが、27年度は新たに、学校図書館を活用した学力向上への取り組みを別府翔青高校において実施し、その成果を他校にも普及させることとしていきます。

次に、その下事業名欄6番目のはつらつ大分人材育成事業1,901万8千円です。

この事業は、グローバル人材の育成を図るため、長期あるいは短期の海外留学を行う高校生に対して支援を行うものです。

27年度は長期留学支援対象を10人とするとともに、短期留学では個人単位へ支援対象を拡充し、留学支援枠を倍増します。また、留学への気運を高めるために、留学に関する知識、情報等についての説明会を開催します。

次に、その下事業名欄7番目の英語教育強化事業283万円は新規事業です。

この事業は、小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの実施などにより、児童・生徒の英語力向上を図るとともに、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働できるグローバル人材の育成を図るものです。

次に、その下事業名欄8番目の地域産業を担う農林水産高校生育成事業874万8千円は新規事業です。

この事業は、農林水産系高校10校の高校生を地域産業を担う人材として育成するため、

地域の生産者や企業等と連携し、企業の経営や商品開発など生産から流通までを一体として学習できる環境を整備するものです。

各地域で必要とされている知識や技術を高校生に定着させることにより、地域企業等への人材供給と地域からの人材流出防止も図ることとしています。

次に、その下事業名欄9番目の実習船共同運航調査費92万7千円は新規事業です。

この事業は、津久見高校海洋科学学校の大型実習船新大分丸の老朽化に伴い、香川県と共同での代船建造、運航を検討するものです。

31年度をめどに共同運航開始を目指していますが、今年度よりその具体的な内容について、香川県と協議・検討していくこととしています。

**曾根崎社会教育課長** 事業名欄10番目の学校図書館活用教育支援事業2,029万1千円です。

この事業は、学力向上と豊かな心を育成するため、学校図書館のサポーター配置を計画的に進める市町村を支援し、全小学校への配置を促進するものでございます。

本事業では、学校図書館サポーター等の資質向上と図書館の活性化を図るため、アドバイザー派遣等を行うとともに、27年度は新たに、学校図書館に適したブックリストを作成することで、蔵書の充実を図ることとしています。

**野尻文化課長** 最後に、事業名欄1番下11番目のおおいた文化のひろば創造事業323万8千円は新規事業です。

この事業は、大分市中心部で、中高生の作品展示や小学生を対象にした学生等によるワークショップを開催するとともに、県内各地域では県立歴史博物館の収蔵品の出張企画展を開催するものです。

県立美術館が先月開館しましたが、美術館開館を契機として、県内全域において芸術文化による交流の推進を図ってまいります。

なお、企画振興部の事業ではありますが、県内全ての小学生を対象とし、県立美術館へ招待する小学生ファーストミュージアム体験事業を実施しており、これまでのところ特段の混乱等なく進捗していると聞いております。全ての小学生にとって貴重な芸術文化体験となるよう、引き続き教育委員会としても万全を期してまいります。

以上で、教育委員会の平成27年度当初予算における主要事業の概要についての説明を終わります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

**原田委員** 10番目の学校図書館活用教育支援事業について、ちょっとお聞きします。

今、サポーター配置についての支援ということですが、やっぱり原則的に専任司書の配置こそ今、求められるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

**曾根崎社会教育課長** この事業におきましては、小学校で専任配置をするところにアドバイザーを派遣しまして、学校図書館の診断とか、年間10日にわたって指導しているという、そういうインセンティブを施して支援をしております。

専任配置につきましては、大分市を含めると、この事業の始まる前の平成24年度では、全県で45校しか専任配置がございませんでした。これは全体の15.6%に当たりますけれども、平成25年度では63校、26年度では76校とふえていっております。

それとあわせまして、年に各教育事務所ごとに2回、合計12回のスキルアップ研修を行っておりまして、ここでは専任配置あるいは兼任配置のサポーターの方々も来ていただきまして、スキルアップを行う、資質の向上を図る研修会をしておりますので、兼任配置のところにつきましても、そういうさまざまな読み聞かせの手法であるとか、学校の授業での活用とか、そういうふうな仕方について、普及するような工夫をしております。

以上です。

**原田委員** 説明はよくわかったんですが、逆に言うと、やっぱり市町村の財政によって専任教諭が配置できないというところが、いわゆるサポーターになっていることからすると、やっぱりサポーターをすることで専任司書の配置がおくれていくというか、逆に言うと、やっぱりサポーターをしているところを、サポーター配置から専任司書への転換を進めるようなことが必要じゃないかという思いでお聞きしたいんですけども。

**曾根崎社会教育課長** このサポーターという言葉の意味でございますけれども、これは、学校司書と同等というふうにお考えください。サポーターと、もう1つボランティアですね、我々ほうでは、多分委員がおっしゃるのは、サポーターというのが本来の学校司書であって、ボランティアで行くのとちょっと言葉の相違がございますけれども、このサポーターは、ここでは学校司書という位置づけでございます。

**原田委員** 済みません、じゃあ、私はボランティアのほうのことをサポーターと言うかと思っていたのですが、それで理解できました。

以上です。

**土居副委員長** その司書の件なんですけど、やはり先ほど原田委員のおっしゃるとおり、財政力があるところは、どんどん積極的にできるんですけども、なかなかつけられないところもあると思いますし、支援というところに、もうちょっと県として専任をつけやすい環境を支援してあげられたらなと思うんですが、それについて1つ質問します。

それから、もう1つは、5番目の進学力パワーアップ事業です。今年度、別府翔青をモデル校にしてということですけども、具体的に図書館を活用した学習を推進するというんですけども、どういうことをされるんでしょうか。

それから、もう1つ、1番最初の1ページでございますが、これから教育委員長という方がいらっしゃらなくなるんですよ。議場の中では委員長が座っていると思うんですけども、これは今後、どのようになるのかお伺いします。

**曾根崎社会教育課長** 市町村におきまして、専任司書の配置が少し温度差があるというのは事実でございます。我々としましては、国の措置としまして、地方交付税の措置で、2校に1校の割合で専任司書が配置できる措置をされているというのが平成28年度までございますので、そういうのがございますということを各市町村教育委員会に訪問した際によくお話をしてお話をしてお協力をお願いしております。

それと、やはり先ほど申しましたスキルアップ研修会とか、いろんな研修会を県で開催しますが、その際に、他地域の司書が交流するようになりますので、その際に比較的取り組みの進んでいる地域の発表内容、いろんな研究発表をしますが、その発表内容がやはりすぐれているというところがわかりますので、そういう形でお互いの情報交換をしながら、実際に子供たちに教える際に、授業活用の仕方、それから、民間活用の仕方等で余り差が出ないような、そういうふうな方策をとってまいりたいと思っております。



以上です。

**岩武高校教育課長** 別府翔青高校における図書館教育に関する授業実践の研究についてですが、この授業実践の研究のベースにあるのは、小中高一緒なんですけれども、生徒に思考力とか判断力とか表現力をつけさせないといけない。そのためには、1つは生徒にきちんと本を読ませることが必要であると。そしてまた、各授業において、探究型の学習、つまり、1回ベースとなるような知識を教科書で勉強した後、そこから何か1つのテーマを決めて探究型学習を行うということの中で、この図書館活用ということを考えております。各教科いろいろ違うんですが、一度勉強したことをベースに、何かテーマを決めて、そして、図書館で調べ学習をして、そして、それをまとめて発表するとか、そういうふうな実践事例について積み上げる研究をするということになります。

したがって、校内でも行いますし、先進校を訪問して先進的な実践事例を研究すると。そして、それを他校に普及すると、そういうような形で研究を行いたいと思っております。

以上でございます。

**能見教育改革・企画課長** 3点目にお尋ねの新教育委員会制度に関してでございますけれども、新教育委員会制度のもとでは、いわゆる新教育長がこれまでの教育委員長が担っておりました教育委員会を代表する役割と、これまで従前の教育長が担っておりました事務局を統括する役割と双方を担うこととなります。したがって、教育委員会の会議の場では、新教育長が主宰しまして、議事進行も教育長が行うということになります。

**土居副委員長** 議場の中は。

**能見教育改革・企画課長** 議場につきましては、教育長が双方の役割を担うということになります。（「出ないということですか。いないということですか。」と言う者あり）はい。

**麻生委員** 当初予算を含めた小学校費に関連をして2点伺います。

まず、昨年度も指摘をいたしました、1年生の生活科の中に動物飼育というのが必須科目としてあるということになっておりますが、昨年も「夢は牛のお医者さん」という映画の話を見せてもらいましたけれども、県内の各小学校では、動物飼育については余り—アフリカンサファリに行ってお茶を濁していると、本当に教育効果が上がっているのかといったことも問題視をしたわけでありましてけれども、実態をどのように把握しているのか、また、県下の実情がどうなっていて、今年度の予算編成の中でそういった議論がどのようになされて、今年度どうやるのかという部分を1点。

それから、7番目に英語教育の強化事業費ということで、グローバル人材の育成を図るため、イングリッシュキャンプを実施すると。小学校5、6年生を対象に50人というような、これは高校教育課のほうで計上はなされているんでありますが、小学校で今度授業が行われるということになると、小学校の先生の英検能力、現状としては英検何級程度の基準を満たす先生が何割程度いらっしゃるのかと。きょうの報道によると、ほとんどいないと、これが実態であるという報告が出ているんですが、まずは先生みずから学ぶ、チャレンジをします。どこまで挑戦するんだと。これをやっぱり子供たちが感動するぐらい先生も頑張ったんだといったものを見せていただかないといけないわけでありまして、その辺、今年度どのように構築をしようとしているのか、以上2点伺います。

**後藤義務教育課長** まず1点目の、生活科における動物とのかかわりでございます。これは学習指導要領の上では、生活科においてきちんとそういう小動物を飼育する等をして生き物と接する中で、生命の大切さを学ぶとか、そこは位置づけられております。

それで、我々としては、秋にその年度の各学校の実施状況、これを毎年把握してございます。ところが、鳥インフルエンザ等がございまして、鳥獣がそういうインフルエンザの被害になったときにどうするのかというような、そういう心配もございまして、少し小動物の育成についてはトーンダウンした嫌いがございまして、そこはきちんと是正するように毎年我々で指導しております。

ただし、動物の飼育等に関しましては、市町村の学校の運営にかかる費用でございますので、市町村がどこまでそういうことをやっているかということについては、手持ちの資料はございませんので、また改めて調査いたしまして、お答えできればというふうに思っております。

それから、2番目の英語のことでございます。

きょうも高等学校と中学校の英語の先生の英検の取得状況等については報道されておりましたけれども、ご指摘のように、小学校については極めて厳しい状況でございます。

しかしながら、5、6年生で英語が教科化される、3年生、4年生では下におろされるというような形がもう打ち出されておりますので、国としましても、小学校の教員の研修については強く進めておまして、昨年度から中央研修を受けた先生を県内での地方開催で講師として研修を含めて進めているように研修の強化をしております。今年度も、またそういうことで、それぞれの市町村と連携しまして研修を持ちまして、あと4年かけて、全ての教員が、まず1回はそういう研修を受けられるような体制をとろうというふうにしております。

以上です。

**麻生委員** 情報提供させてもらいます。

まず、動物飼育については調査をすると、自分らの足で稼いで調査費を出して上げてこいということじゃなしに、しっかり把握をして、成果の上がるようなものを構築をしていくために県教委として何をやるかという部分を期待をしておきたいと思えます。

ちなみに「夢は牛のお医者さん」はDVD化をして、各学校現場にも提供しようという動きがあるということ。それから、家畜動物所ですかね、犬猫等々殺処分の状況が非常にふえていた部分を、いろんなところでうまく生かせないかというような部分もあるということ、こういったものをぜひ活用していただく等、求めておきたいと思えます。

それから、英語教育に関しては、昨年も申し上げましたように、当然APUの社会人枠の1カ月コース、当初は3カ月コースだったものを1カ月コースといった形のものも出てきておりますし、何か英会話がしっかり通じるような形で、まずは教育庁ひっくるめて、県教育委員会の皆さんが全員関係があるわけですから、英会話でせめてワールドカップの2019年のラグビーが来たときには、皆さんが大いにお話ができるように、私もちょっと挑戦せにゃいかんなあと思っておりますが、ぜひ頑張ってやっていければなど、このように思えます。要望で結構です。

**久原委員** 6ページの8番と9番との関係で、地域産業を担う農林水産高校生育成事業ということで、いろんなことをこれからやっていきたいというふうな感じになっております。

私たちも単独の農業高校はやっぱり残すべきじゃみたいな感じでかなり言ってきたけど、結局普通科のところに吸収されてしまったような形になっているんですね。それはそれなりに高校の1科として、その地域の中に、例えば、三重総合高校の1科としてなるような形になってるけどね。そういう中で、また農業なんかのいろいろな問題もしていくんだろうと思うんです。

きのう教育長にお願いに行ったんだけど、例えば、水産の場合、私、海洋科学学校に行って、いつも話をするんですけど、マグロをとるのに、今どき、あれは鯨と一緒に、一生懸命育てたり、あるいはとるじゃなくて、生き物として、何というかな、そんなことをして、とったりするべきもんじゃないみたいな感じで世界的には言われるような状況もあるわけ。

思うんだけど、とる漁業から育てる漁業とかいうような感じでね、海洋科学学校も佐伯のところに県の研究所があるんだから、そこらと交流しながら、どうやってとる漁業から育てる漁業に、そういうようなやつも勉強させていくとか、あるいは、もうマグロとりに行くんじゃないで、航海はやっぱり航海の技術者を育てるだとか、あるいは航海することによって、30人、40人の生徒が、その中で共生するだとか、連帯するだとか、そしてその中から相手を思いやる心を育てるとか、そういういろんな教育があつた連帯教育の中であると思うんや。それをどうしていくかというところをいろいろ考えたらね、もう単独校で、今度、例のやつが少人数1学級でもそんなことは可能なんだということで、もう指針が出ているようだから、そういうのもきちっと考えていくということは、これから重要と思うので、しっかり考えてやっていただきたいというふうに思います。

**岩武高校教育課長** 海洋科学学校のいろんな活性化につきましては、大変私たちも重要なことだと思っておりますので、今言われた育てる漁業というようなことも含めまして、また、これからいろんな形で検討していきたいというふうに思っております。

**久原委員** 要望ですけど、そんなんは分校などというような形でするんじゃないで、ちゃんと単独校として、たった1つの水産の学校ですから、そういうのを考えていってください。これは要望ですからね。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の皆さんもありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で平成27年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**能見教育改革・企画課長** 続きまして、平成27年度策定予定の計画についてご説明させていただきます。説明資料7ページをごらんください。

まず、大分県長期教育計画（仮称）でございますけども、これについて説明いたします。本計画の策定方針の詳細につきましては、次の8ページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

まず計画の根拠等ですが、この計画は大分県長期総合計画の教育部門の実施計画であり、大分県長期総合計画の教育関係部分の内容とあわせまして、教育基本法に基づく教育振興

基本計画として位置づけられます。

計画の期間につきましては、平成28年度から平成36年度までとする方向で検討しておりますが、これは先行して策定作業が進められております、次期大分県長期総合計画の目標年度にあわせるものでございます。

計画策定に当たりましては、1点目として、地方創生の動向、高大接続改革といった社会情勢や教育を取り巻く状況の変化への対応を図ってまいります。また、2点目として、県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮するとともに、3点目としまして、客観的な目標指標を設定するなど進捗管理の実効性を確保することとしております。**蓑田体育保健課長** 続きまして、大分県スポーツ推進計画（改訂版）について説明いたします。

説明資料7ページの下段をごらんください。

まず計画の根拠等でございますが、この計画は大分県長期総合計画及び大分県長期教育計画（仮称）のスポーツ関係部分の内容とあわせまして、スポーツ基本法第10条に基づき、スポーツ基本計画を参酌して策定するものでございます。

計画の期間は平成21年度からおおむね10年間としておりまして、今回の改訂版の計画期間は平成28年度から平成32年度までとするよう検討しております。

計画の概要でございますが、計画改訂のポイントといたしまして、①スポーツ基本法の50年ぶりの全面改正によるスポーツ基本計画の策定、ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催などスポーツをめぐる状況の変化、②子供の体力低下、少子高齢化など社会状況の変化を考慮することとしております。

なお、各計画ごとにスケジュールを記載しております。委員の皆様には、今後、各定例会及び常任委員会等で随時、進捗状況等をご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**岡田教育財務課長** 裁判上の和解についてご報告いたします。

資料の9ページをお開きください。

本件は県立盲学校への遺贈に係るものでございまして、1の当事者等に記載しておりますとおり、大分県が原告となり、被告に対しまして、遺贈物件に係る所有権移転登記手続等を請求したものでございます。

本件の概要につきましてご説明いたします。

2の経緯をごらんください。

県立盲学校の第2代校長の孫にあたる方が、自身の所有するマンションの土地・建物を県立盲学校に遺贈するので、その売却益を同校の運営に役立ててほしい旨の遺言書を作成した後、昨年3月15日頃にお亡くなりになりました。

遺贈物件については、次の3に示しておりますとおり、東京都港区の六本木ヒルズレジデンスB棟1905号室でございます。

2の経緯に戻りまして、(2)ですが、県はこの遺贈を受けることとし、唯一の相続人である兄に対しまして、所有権移転登記に同意するよう話し合いを行ってまいりました。

(3)ですが、その一方で、本件不動産の所有権を保全するため、昨年9月12日に東京地裁に処分を禁止する旨の仮処分を申し立て、9月25日に決定を得ました。

(4) ですが、これに対して同氏から東京地裁に対し、県から訴えを提起するよう申し立てがあったため、昨年10月15日付で同地裁から1カ月以内の提起を命ずる起訴命令を受けました。

このため県といたしましては、本意ではございませんでしたが、(5)にありますとおり、知事の専決処分を行い、昨年11月13日に訴えを提起したものであり、平成26年第4回定例会に報告し、ご承認いただいたものでございます。

次の10ページの4でございますが、訴えの提起以降、口頭弁論等が開かれる中で、裁判所から原告・被告双方に対し、和解についての勧告がなされました。

(2) にありますとおり、本来であれば、県は遺族に対しまして感謝の意を表す立場であり、争いまして決着するよりも和解により円満に解決を図ることが望ましいこと、2つ目といたしまして、仮に勝訴しても、本件不動産の明け渡しスムーズに行われるか否かという問題があること、3つ目といたしまして、被告が金額次第で和解に応じる意向を示していることなどを考慮いたしまして、遺言者の遺志に早く沿うことができるよう、県として和解による早期解決を図ることといたしました。

双方の話し合いを経まして、去る平成27年5月18日、和解が成立したところでございます。

5の和解の概要でございますが、被告から原告に対しましては、本件不動産の遺贈を認め、遺贈を原因とする所有権移転登記手続を行うこと及び②本件不動産を現状のまま明け渡すこととしております。これに対し、原告から被告に対しまして、解決金として850万円を支払うというものでございます。

6の今後の対応についてでございますが、和解が成立したことから、速やかに本件不動産の所有権移転登記手続を行い、不動産鑑定評価を実施し、売却に向けた手続を進めることとしております。

また、売却益につきましては、故人の遺志に沿った使途について十分に検討いたしまして、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野尻文化課長** 埋蔵文化財センターの今後のあり方についてご報告いたします。

説明資料の12ページをごらんください。

埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の調査・整理・保管・活用などの業務を行う教育委員会の行政機関であります。

現在の埋蔵文化財センターは、大分市中判田に平成9年に移転しておりますが、主な施設は再利用であり、管理棟や収蔵庫棟は築50年を経過することから、老朽化が著しく、雨漏りなどによる収蔵物や展示物の劣化が問題となっており、その対応が喫緊の課題となっております。

また、埋蔵文化財センターには、県下各地から出土した膨大な文化財が収蔵されております。近年、文化財に親しむ県民がふえていることや、文化財の学校教育における活用が期待されておりますが、公共交通機関の利用が難しく、最寄りの中判田駅から、徒歩で20分程度かかります。また、周辺道路が狭く、大型バスが進入できずに、学校単位での利用が難しい状況でございます。

13ページをお開きください。

こうした状況の中、埋蔵文化財センターが、文化財の保存と活用についての機能を果たすためには、どうあるべきかを審議するため、考古学の専門家や教育関係者、一般利用者の方々からなる埋蔵文化財センターのあり方検討会を昨年設置し、審議を経て、本年1月末に答申をいただいたところでございます。

答申において、現在の埋蔵文化財センターは、施設・設備の老朽化が著しく、他県の同様の施設に比べても、施設の内容が劣っていることなどが指摘され、早急な改善案として3つの案、①現在地での大規模全面改築、②新たな場所での改築、③遊休地等への移転・改修が審議経過の中で検討され、委員の一致した意見として、遊休施設等への移転・改修が最も実現性が高いとされました。

この答申を受け、教育委員の方々に埋蔵文化財センターを視察いただいた上で、5月12日の教育委員会において、埋蔵文化財センターのあり方について議論をいただきました。その結果、収蔵庫や展示施設をそのまま利用可能であること、交通アクセス等の利便性が向上することにより、学校教育との連携が充実することなどから、芸術会館跡地へ移転するという方向で、関係機関と協議を開始するとの合意が得られました。

以上でございます。

**蓑田体育保健課長** 小・中学校フッ化物洗口の状況についてご説明いたします。

説明資料の14ページをごらんください。

まず、本県の虫歯の現状等でございますが、資料の左側をごらんください。

これは、昨年度の各都道府県の12歳児1人平均虫歯本数を示したグラフです。九州各県には、グラフ右端に数字を入れております。

本県は1.4本と全国平均0.99本を大きく上回り、沖縄県、北海道に次ぐ、虫歯本数でございます。九州の中では、佐賀県が0.8本と1番少ない本数となっております。

次に右側グラフは、県内市町村毎の昨年度の虫歯本数の状況でございます。

全国と同じように虫歯本数の多い順に並べています。全国平均を下回っているのは、姫島村と豊後高田市の1市1村でございます。年度によって市町村の変動はありますが、姫島村は5年連続で全国平均を下回っております。県内の市町村でもかなりの格差が生じており、喫緊の課題と認識しているところでございます。

教育委員会では、平成25年3月に虫歯予防対策として、学校におけるむし歯予防の手引きを作成いたしました。また、県では、歯と口腔の健康づくり推進条例を平成25年12月に制定し、これまでの虫歯予防対策として実施しておりました歯磨き指導、食に関する指導に加え、フッ化物の活用に取り組むことといたしました。先ほどの資料にもありますとおり、フッ化物洗口を実施している他県では、全国では1番少ない新潟県が40年前から実施しています。本県では、平成22年から姫島村で実施しております、大きな成果が見られているところでございます。

説明資料の15ページをごらんください。

左側の図は、県内のフッ化物洗口の取り組み状況でございます。姫島村に続き、本年5月より、津久見市で全小中学校でのフッ化物洗口の取り組みが開始されました。杵築市、国東市では、モデル校を指定しての実施、また、県立の特別支援学校においても、現在、佐伯支援学校を初め、5校でフッ化物洗口が行われています。

資料の右側をごらんください。

学校関係者、保護者にフッ化物に関する正確な情報を提供するため、小中学校フッ化物洗口推進事業を実施し、保護者や学校関係者向けの研修会の実施や先進地への視察、講演やシンポジウムを開催しまして、普及啓発を進めてまいりたいと考えています。

今後も、フッ化物の活用について、安全性、有効性等を十分説明を行ってまいりたいと思っております。

次に、県立屋内スポーツ施設あり方検討委員会の提言についてご報告いたします。

本委員会は、老朽化している県立総合体育館など、県立の屋内スポーツ施設のあり方について、総合的な検討を行うため設置され、先週 22 日に委員長から知事に提言書が提出されましたので、本日は、その概要についてご説明させていただきます。

資料の 16 ページをごらんください。

まず、県内の主なスポーツ施設を取り巻く現状と課題について、具体的には、主な屋内スポーツ施設は、いずれも土日祝日は各種競技大会が開催され、大会利用率は飽和状態にあることや、下段にありますように、県立総合体育館の老朽化や利用状況、柔道場の課題について整理しております。

17 ページをお開きください。

中ほどに記載のとおり、今後の方向性としまして、県立屋内スポーツ施設を取り巻く課題への対応、スポーツを通じた新たな展開、望ましい対応案が示され、武道競技を中心としながら県民が幅広く利用できる新たな県立屋内スポーツ施設が必要とされております。

18 ページをごらんください。

下段の建設場所、整備、運営手法等につきましては、県内全域を対象に、建設用地、交通アクセス面、利用面、施設の多目的利用、費用面の観点から総合的に検討した結果といたしまして、大分スポーツ公園内の大分銀行ドーム隣接地に建設することが望ましいとの提言をいただいております。

19 ページをお開きください。

その際の課題といたしまして、交通アクセスのほか、広域防災拠点構想や大分市アリーナ構想（仮称）との調整などが必要とされております。

下段の結びににありますように、今回の提言の内容を踏まえまして、早急に具体的な整備計画を策定することが期待されております。

県としましても、この提言内容を真摯に受け止め、スポーツ施設の整備等について審議するスポーツ推進審議会にも改めて諮り、その意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

**麻生委員** 7 ページの 27 年度策定予定計画 2 本について説明をいただきましたが、長期教育計画に関しても、スポーツ推進計画、これについては、1 番最後にお話のありました新たな県立屋内スポーツ施設の検討と、こういったものにも非常に絡んでくるわけですが、まず、一方で、各市町村長に対して、長期総合計画の策定が県独自でも今、推進中ではありますが、まち・ひと・しごと創生本部も設立をされておまして、この長期教育計画に関しては、人であるとか仕事、先ほども意見が出ていましたように、農業だとか水産漁業だ

とか、こういった担い手とも関係をしてくるわけではありますが、そういう意味でまち・ひと・しごと創生本部の動き、スケジュールとどう整合性を持たせていく工夫がなされているのか。

それから、スポーツ推進計画については、一応概略の説明はありましたが、先ほどの県立屋内スポーツ施設がどうなるかによって、人とかまちの創生にも関係をしてきますし、スポーツ推進計画にも非常に大きな影響が出てくると。どっちが先というものでもないんでしょうけれども、このあたりをどのように進めていくのか、基本的な考え方だけでもお示してください。

**能見教育改革・企画課長** まず、教育長計の策定に向けまして、地方創生との関係についてお尋ねがございましたけれども、先般、知事部局のほうで開催されました——地方創生総合戦略に関しましては、県の新しい長期計画についての議員説明会がございましたけれども、その中でも若干説明がありましたでしょうか。まず、新長計につきましては、今年度が最終年度となっております、本来であれば、来年度から次期計画にということなんでしょうけれども、前倒しで、今年度後半からスタートを切れるように、前倒しの策定スケジュールで進んでいるところでございます。

したがいまして、9月の議会で成案をとということになるかと思えますけれども、知事がかねがね申しておりますとおり、安心・活力・発展のプランが地方創生を先取りしたものであるという認識のもと、本県の地方創生総合戦略につきましては、新しい長期計画から関連部分を抜粋していくという策定作業が進んでいくことになってございます。この新しい教育版の長期計画、こちらは県長計の部分計画という位置づけになりますので、その地方創生の関連事項につきましても、当然ながら盛り込まれるものと考えております。

**菱田体育保健課長** スポーツ推進計画の件でございます。麻生委員言われますとおり、県立屋内スポーツ施設のことについては、これは十分反映をさせたいかなきゃいけないと、そのように思っております。今後の動きの中で、これを反映していくように考えておるところでございます。

**麻生委員** 盛り込まれるものと思われまして、連携を十分図ってやってほしいということを強く求めておきます。

それからもう1点、埋蔵文化財センターの説明をいただきましたが、1番最初、中判田に舞鶴町から移転したときの立地の選定理由がどういったものだったかというのが、もしわかればお知らせいただきたいという点と、いろんな検討会での答申内容、まだ全てちょっと読みこなし切れていないんですけれども、この中で大分県の考古学情報の発信基地とか、展示機能の強化といった部分についての議論の過程というのが十分見えてきていないと、そこがちょっと問題認識として持っておるんですけれども、例えば、宇佐にあります歴史博物館等々、素晴らしいものがあって、しかも国東の文化等々も展示しているんだけど、人が来ていない、発信機能ができていないと。今あるものとの関連も含めた検討協議がどのようになされて、答申書に表現されているかというのがちょっと見えてこないもんですからね。これは抜粋といいながらも、1番重要な部分がないまま、場所だけ決めて、はい、これでちゃんちゃんというような矢継ぎ仕事になりかねないという部分で非常に危惧をしておりますので、問題点の指摘だけきょうはさせていただきます。

移転の選定理由はわかりますか。



**野尻文化課長** この移転したときは、当時、舞鶴町に作業場がありまして、そこに埋蔵の発掘関係のものを置いておったんですけれども、そのときに中判田に工業試験場の跡地がございまして、そこに移ったということなんですけれども、その当時は、文化財を活用するという点について、まだ十分議論がなされていない時期でありまして、まず保管をする場所ということで移ったということ聞いております。

**麻生委員** 今、まさしく跡地があったので、そこを活用したと。今回も芸術会館の跡地があるので、そこを活用するという点で、中判田も文化財を保存するには非常にふさわしくない、川沿いとか湿気の多いところだとかいったような基本的な部分が何も議論がなされていなくて、たまたま安くていい場所、これを活用しようかということ、同じ過ちを繰り返してはならないと思ったものですから、あえてお伺いしました。

以上です。

**土居副委員長** フッ素の洗口についてですけれども、今年度、研修講座や指導助言ということですが、これは具体的に見えてこないんですけれども、例えば、郡市のPTA連合会が手を挙げて研修してくれというのを待つんですか。実施者向けの研修、実施者というのは、具体的にどちらなのか。それも踏まえて指導助言の体制、ちょっと詳しくお聞かせください。

**菱田体育保健課長** PTA連合会等が研修をと手を挙げるのを待つのかということですが、25年にフッ化物のことが出ましたから、それぞれのまず市町村の首長さん、そして教育長さんのほうに随分巡回をさせていただきました。

そのときに特に多くのご意見があったのが、十分保護者、そして学校関係者に説明をしてほしいと、そういうことでございました。そういうことで、郡市のPTA連合会のほうには、平成25年度から随分説明に上がっているところであります。この説明につきましては、学校で希望する際には、保護者向けに、まず説明会を行わせていただきたいと、そのように思っているところであります。

実施に向けというのは学校サイドでございまして、保護者並びに教職員について、十分ご説明させていただきたいと。指導助言というのは、専門医であります学校歯科医とか、そういう方々と一緒になって説明に上がっていくと、そういうことでございます。

以上でございます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〔委員外議員挙手〕

**衛藤委員長** 委員外議員さんからの発言の申し出がありました。委員の皆さんいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**桑原委員外議員** 長期計画について質問させていただきます。やはり、この長期計画、これは教育行政の中で1番、本当に重要なところになる最上位計画でございますので、あえて、ちょっと抽象的な質問になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

計画の基本的な考え方の中で、1番最初の社会情勢の教育を取り巻く状況の変化への対応、ここが非常に大切だと思います。これを取り間違ると、ここから後にやってくる施策

は全部変わってくると思うんですけれども、1つ気になるのが、やはり今の現代社会をあらわす1番のキーワードというのが、多様化、多様性だと思うんですね。そこが、ここにグローバル化というのもその1つだとは思うんですけれども、これだけではなくて、全てのものが多様化している時代、それに対応できるような教育をしなきゃいけないと思うんですが、それをご検討していただくことはできませんでしょうか。

**能見教育改革・企画課長** ご指摘のとおりと思います。きょうの午前中にございました総合教育会議でも、まさにそのような議論があったところをございまして、もとより、本県におきましては留学生も多く、グローバルという観点から対応されたこともございますけれども、それ以外にも種々多様性を勘案すべき社会事情がございますので、そういった観点から検討を深めてまいりたいと考えております。

**桑原委員外議員** では、最後に簡単に補足で意見を言わせていただきます。

多様性というのが何で今こういうふうになっているかというのと、やっぱり産業の目的というのが、量の拡大から質の向上に確実に変わってきたと。そんな中で、昔はやっぱり公教育というのは、標準化、平準化教育というのが功を奏していたところがあるんですけれども、やはり今は比較優位の最大の集中的な投資というのが重要になると思います。公教育が、それが1番苦手なところだと思いますので、それをしっかり書いて、その下で、いろんな教育の新しい施策をいつでもできるように、1番の最上位計画の中にそれを指針として示していただきたいとお願いしておきます。

以上です。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にないようですので、これをもちまして教育委員会関係を終わります。

執行部の皆様はご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。再開は30分からいたします。

〔教育委員会退室〕

15時17分休憩

15時28分再開

〔警察本部入室〕

**衛藤委員長** 休憩前に引き続き、これより警察本部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、まず、私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**衛藤委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**衛藤委員長** また、本日は、委員外議員として、藤田議員、桑原議員、森議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の大久保君です。（起立挨拶）

政策調査課の三重野君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔奥野警察本部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**衛藤委員長** まず、治安情勢について執行部の説明を求めます。

**曾根警務部長** 県下の治安情勢について、現状と取り組みについてご説明いたします。

まず、お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の1ページをごらんください。

県警察では、平成27年の運営方針を県民とともに歩む力強い警察、サブタイトルを日本一安全な大分の実現に向けてとしております。

また、業務目標としまして、刑法犯認知件数12年連続減少、交通事故死者数45人以下、交通事故死傷者数6,500人以下、重要犯罪の完全検挙の3点を掲げまして、これらの目標達成のために、総合的な犯罪抑止対策の推進など6項目を業務重点として取り組んでおります。

本日は、この6項目の業務重点に沿って、県下の治安情勢をご説明いたします。

なお、昨年、平成26年中の主な取り組みにつきましては、お手元の資料A3カラー版に取りまとめておりますので、後ほどご参照ください。

それではまず最初に、業務重点の総合的な犯罪抑止対策の推進についてでございます。

県下の刑法犯認知件数につきましては、昨年まで11年連続減少いたしまして、本年4月末現在におきましても、認知件数は1,563件で前年同期比マイナス10.2%と減少傾向を維持しております。

今後も犯罪情勢の分析に基づく効果的な抑止対策を推進するとともに、犯罪抑止効果の高い防犯カメラの設置促進などに取り組むほか、JR大分駅ビルの開業等により活性化する大分市中心部の治安対策にも取り組んでまいります。

次に、子供・女性・高齢者の安全確保と少年非行防止・保護対策の推進についてでございます。

県下では、依然としてストーカー・DV事案が増加しており、4月末現在におきまして、ストーカー事案への対応が138件で前年同期比プラス50.0%、DV事案への対応が279件で前年同期比プラス69.1%となっております。

また、特殊詐欺の被害については、相談分も含めると、被害金額こそ減少しているものの、被害件数は80件と前年同期比でプラス60.0%増加しております。

このほか、凶悪犯罪の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案も増加傾向にあり、子供や女性、高齢者に対する安全確保対策を一層強化する必要があります。

これらの対策につきましては、今年度増員された警察官の効果的運用によるストーカー・DV事案への迅速・的確な対応や民間のコールセンターへの委託事業による特殊詐欺被害防止の啓発活動などを推進してまいります。

一方、少年を取り巻く環境につきましては、非行少年は減少しているものの、児童虐待やインターネットを通じた悪質ないじめ事案や福祉犯事件などが依然として発生しており、

厳しい環境にあるといえます。

これらについては、関係機関との連携を密にし、迅速的確な対応に努めてまいります。

次に、交通死亡事故の抑止についてでございます。

交通事故の件数や負傷者数は、昨年まで10年連続の減少となっておりますが、依然として多くの方が交通事故で亡くなっています。

本年4月末現在においては、交通事故発生件数が1,517件で前年同期比マイナス2.8%、負傷者数は1,988人で前年同期比マイナス0.3%、死者数は9人で前年同期比マイナス47.1%といずれも前年同期を下回っている状況です。

今後も引き続き協見運転の防止など、一層の安全運転意識の高揚を図るとともに、交通事故の当事者となりやすい高齢者に対する参加・体験型講習の充実や関係機関との連携の強化、交通事故の分析に基づく指導取締りやタイムリーな交通安全情報の発信などを推進してまいります。

次に、悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてでございます。

4月末現在における殺人や強盗などの重要犯罪の認知件数は13件で、前年同期比マイナス1件、検挙件数は11件で、前年同期比マイナス7件となっております。

こうした犯罪は、県民に大きな不安を与えるものであるため、事件発生と同時に捜査員を大量投入するほか、昨年設置しました捜査支援室を効果的に運用し、防犯カメラ画像の収集・解析や捜査支援システムの活用等、迅速・的確な初動捜査を展開しております。

加えまして、司法制度改革等による捜査環境の変化に伴い、客観証拠を重視した捜査が求められております現在、綿密な現場鑑識活動を徹底するとともに、DNA型鑑定や犯罪者プロファイリング等、最新の科学捜査力を積極的に活用し、犯罪の早期検挙に努めてまいります。

次に、暴力団等組織犯罪対策の推進についてでございます。

さらなる暴力団排除の気運を醸成するため、行政や各種業界、県民が一体となった暴力団排除活動を推進するほか、暴力団員やその共生者等を取り締まり、資金源を遮断するなど、暴力団組織の壊滅、弱体化を図ってまいります。

また、覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物事犯や銃器事犯の徹底した取り締まりにも力を入れてまいります。

最後に、災害、テロ等突発重大事案対策の推進についてでございます。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などによる大規模災害の発生に備え、引き続き関係機関等と連携した初動対応訓練の実施や災害警備活動に必要な装備資機材の充実のほか、内閣府における南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を受けた警察部隊運用計画策定など、事案対処能力を高めてまいります。

また、テロ対策につきましては、入管・税関等と連携を密にした国際海空港における水際対策を強化するほか、情報収集の徹底や訓練の実施などに取り組んでまいります。

以上で説明を終わりますが、今後も県警察職員が一丸となり、日本一安全な大分の実現に向け、鋭意努力してまいります所存でございます。

**衛藤委員長** 次に、警察本部関係の平成27年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**穴井警務課長** 大分県警察の組織概要につきまして、お手元の文教警察委員会説明資料2

ページの組織図をもとにご説明いたします。

大分県警察は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、公安委員会の管理のもと、警察本部及び15警察署で構成されております。

警察本部は、警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の5部24課1所3隊1室、このほか警察学校を附置しております。

それでは警察本部の各部ごとにご説明いたします。

また、今春の組織改編についてもご説明させていただきますので、机上配付の別資料、平成27年春の組織改編概要についてもあわせてごらんください。

警務部は、総務課等9課で構成しております。

警務部では、第一線の警察職員が効率的に業務を推進できるよう、組織管理を初め勤務環境の整備や健康管理対策等を行っております。

また、次代を担う優秀な人材を確保するため、採用募集活動の一層の強化を図るとともに、大量退職・大量採用に伴い増加した新任警察官の早期戦力化や幹部の指揮能力の強化等の取り組みを推進しております。

今春の組織改編により、女性職員に係る勤務環境の整備並びに育児休業中の職員への情報提供及び職場復帰支援等を一層推進するため、警務課女性職員支援係の体制を強化しております。

生活安全部は、生活安全企画課等4課1室で構成しております。

生活安全部では、総合的な犯罪抑止対策、子供・女性・高齢者の安全確保及び少年非行防止・保護対策等を推進しております。

今春の組織改編により、ストーカー・DV等人身の安全を早急に確保する必要のある事案に的確に対処するため、地方警察官10名の増員を受け、生活安全企画課ストーカー・DV等総合対策室及び警察署生活安全課の体制を強化したほか、刑事部についても捜査第一課特殊犯特捜班の体制を強化しております。

交番の体制強化、駐在所を含めた統廃合につきましては、JR大分駅ビル開業等に伴い大分中央警察署大分駅前交番の体制を強化しております。また、発展著しいパークプレイスや森町の商業施設及びその周辺の住宅団地を管轄する大分東警察署の横尾交番、松岡駐在所及び川添駐在所に関しましては、横尾交番の体制を強化したうえ同交番に統合しております。

刑事部は、刑事企画課等5課1所で構成しております。

刑事部では、悪質・重要犯罪等の徹底検挙への取り組みや暴力団等組織犯罪対策等を推進しております。

今春の組織改編により、前述の捜査第一課特殊犯特捜班の体制強化のほか、急増する特殊詐欺に関する捜査を一層推進するため捜査第二課に特殊詐欺係を設置し、捜査体制を強化しております。

なお、近年、科学捜査の高度化に伴って鑑定機材等の増設、鑑定職員の増員が進む中、刑事部では、県庁舎新館の本部鑑識課及び科学捜査研究所の狭隘化等の問題を抱えているところであり、各種事故の未然防止及び拡張性の観点から、場所の移転や新たな庁舎の建設等について検討を行っているところであります。

交通部は、交通企画課等4課2隊で構成しております。

交通部では、交通事故抑止に向けて、高齢者の交通事故防止対策、交通安全意識の高揚及び交通事故分析に基づく効果的な交通取り締まりの強化等の取り組みを推進しております。

今春の組織改編により、交通事故抑止に資する総合的な交通事故分析を強化するため交通企画課に交通事故分析官を配置したほか、東九州自動車道の県内全線開通及び中津インターチェンジ完成に伴い、高速道路交通警察隊に中津分駐隊を新設しております。

警備部は、警備第一課等2課1隊で構成しております。

警備部では、災害・テロ等突発重大事案対策を中心とした取り組みを推進しております。説明資料3ページをお開きください。

警察署は、15署です。

説明資料4ページから12ページにかけては、ただいま申しあげました警察本部所属5部24課1所3隊1室及び警察学校の分掌事務を掲載しております。ご参照ください。

大分県警察の組織概要につきましては、以上のとおりでございます。

**木村会計課長** 平成27年度当初予算関係について、説明させていただきます。

文教警察委員会説明資料の13ページをお開きください。

平成27年度当初予算における警察費の総額は257億53万1千円でございます。それでは、目別に主要なものをご説明いたします。

まず、公安委員会費の予算額であります。815万5千円でございます。

事業名欄に記載の委員報酬678万円につきましては、公安委員3人の報酬でございます。

公安委員会運営費137万5千円につきましては、公安委員及び事務局職員の旅費等、公安委員会の運営に要する経費でございます。

次に、警察本部費の予算額であります。220億7,910万5千円でございます。

事業名欄に記載の給与費206億6,093万1千円は、警察職員2,423人に対する給料、手当等の人件費でございます。

その下、警察運営費14億1,817万4千円は、右側の説明欄に記載のとおり、公益財団法人大分県交通安全協会に対する交通安全活動推進事業費補助など各種団体に対する補助金や職員に対する児童手当、警察官等に貸与する被服の調製費などでございます。

次に、装備費の予算額3億3,124万5千円は、全て事業名警察装備費でございます。

右側の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費7,589万8千円は、ヘリコプターの特別点検整備等の経費でございます。

以下、車両等の維持修繕費、燃料費、装備備品の購入費などでございます。

説明資料14ページをお開きください。

警察施設費の予算額は15億1,566万2千円でございます。

事業名欄1番上の大分東警察署整備事業費2億8,758万円は、平成28年度、29年度の庁舎建設に向け、土地開発公社が用地取得の上、造成等を行った建設用地の引き渡しを受けるとともに、新庁舎の実施設計を行うものでございます。

その下、交番・駐在所建設費9,392万1千円は、老朽化が著しい宇佐署の津房駐在所、豊後大野署の大野西駐在所及び佐伯署の本匠駐在所の3駐在所を建てかえるものでございます。

その下、警察施設改修費1億1,061万2千円は、大分南警察署の空調設備の改修工事費等、警察施設の計画保全改修等を行うものであります。

その下、交通安全施設整備費6億523万3千円は、交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識等の交通安全施設を整備するものでございます。

次に、運転免許費5億8,830万4千円は、全て事業名自動車運転免許事務費でございます。

説明欄に記載の自動車運転免許関係機器更新整備費2,300万円は、運転免許の取消処分者講習等に使用する適性検査機器及び学科試験の合格者発表等に使用する合格発表表示システムの更新整備に要する経費でございます。

以下、更新時講習業務等の委託料、ICカード運転免許証発行機器のリース料のほか、運転免許センターの維持管理等に要する諸費でございます。

次に、恩給及退職年金費の予算額6,709万2千円は、全て事業名警察恩給費でございます。

昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に対して支給するものです。

次に、警察活動費の予算額は11億1,096万8千円でございます。

事業名特殊詐欺被害防止総合対策事業費1,882万2千円は、近年急増している特殊詐欺の根絶を図るための新規事業であり、高齢者等を対象とした広報啓発や注意喚起などの取り組みを強化するものでございます。

説明欄に記載の委託料は、民間のコールセンターに高齢者等への注意喚起事業を委託するもので、電話オペレーターが、警察が押収した名簿に登載された高齢者等に電話をかけ、詐欺の手口や予兆電話があった際の対応要領等をタイムリーかつきめ細かく説明し、被害防止を図るものでございます。

その下、推進費につきましては、特殊詐欺被害防止のための広報啓発用チラシ・ポスター等の配布や犯人からの電話に対し、自動音声による警告や録音を行うことのできる機器を500台購入し、過去に被害にあった方や相談者等に対して無償貸与するものでございます。

次の、事業名一般警察活動費4億7,036万3千円でございます。

説明欄に記載の街頭防犯カメラ設置促進事業費500万円は、犯罪の未然防止や迅速な捜査に資するため、平成26年度に引き続き、大分市、別府市及び中津市等の犯罪多発地域の自治会等が設置する街頭防犯カメラの設置経費を助成するものでございます。

その下、防犯ボランティア活動支援事業費436万8千円は、自主防犯パトロール隊の活動の活性化を図るため、自主防犯パトロール隊から提案事業を募集し、優良な事業に対する活動奨励金の支給や活動事例集の作成等に要する経費でございます。

その下、地域防犯力強化育成事業費1,982万3千円は、各地区の教育事務所や学校等との緊密な連携のもと、少年非行やいじめ防止等の対策を強化するため、スクールサポーター8名を県下の拠点警察署に配置するものでございます。

平成27年度は、これまでの6ブロック8名体制を8ブロック8名体制に見直し、各地区における学校訪問等の対応をさらに強化いたします。

また、まもめーるシステムによる地域安全情報の発信を引き続き行います。

その下、空き交番・県民安全相談対策事業費6,207万6千円は、空き交番の解消と

パトロールの強化を目的として配置する交番相談員を1名増員いたします。これにより、大分駅前交番の交番相談員を2名体制に増強し、大分駅ビルの完成等で活性化する大分市中心部の治安対策を強化いたします。

本年度の県下の交番相談員の配置は、32交番のうち、19交番に20名の配置となります。

また、警察安全相談への適切な対応を図るため、大分中央警察署等に警察安全相談員8名を引き続き配置いたします。

説明資料15ページをお開きください。

説明欄に記載の被害者支援事業費722万9千円は、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。

次に、事業名刑事警察費は2億4,658万円でございます。

説明欄に記載の捜査支援システム整備事業費6,232万円は、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの機器リース料、回線料、電気料等の維持管理経費でございます。

次に、事業名交通指導取締費は3億7,520万3千円でございます。

説明欄に記載の高齢者交通事故防止対策推進事業費211万4千円は、参加体験型講習用機材の導入や民生児童委員との連携事業等を行うものでございます。

参加体験型講習用機材は、危険予知トレーニングシステムというもので、本部及び拠点となる7警察署に1台ずつ配備します。1回につき最大20名が同時に参加し、スクリーンに映し出された映像を見ながら危険認知ボタンを操作し、高齢者運転者に自己評価と客観的評価のずれを認識していただくものでございます。

民生児童委員との連携事業は、既に連携を行っております地域包括支援センターと同様に高齢者に対する訪問活動を通じて交通安全に関するアドバイスをしていただくものでございます。

説明欄、上から4番目に記載の自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費2,902万3千円は、自動車保有者の利便性の向上等を図るため、自動車の登録に際し必要な保管場所証明の申請、自動車税の申告・納付、運輸支局での登録など一連の手続をインターネット上で行うワンストップサービスのシステムの整備を推進するものでございます。

平成29年度に同システムの全都道府県での運用開始が予定されておりました。平成27年度は、共同利用型システムの構築費用に係る本県分の負担金を計上しております。

以上で、平成27年度警察予算について説明を終わります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

**麻生委員** 1点教えてほしいのですが、最近また、民地に自動車を放置しているケースがよく見受けられて相談があっているんですけども、きょうの事務分掌でいきますと、これは交通規制課に自動車の保管場所の確保等に関する法律の取り扱いと、交通指導取締費として、自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費が計上されているわけですよ。

一方で、特に大分市内あたりは、駐禁のパトロールを警察OBの方々が自転車で2人ワゴンペアで、ずっと回ってチェックなんかもしていただいているんですけど、これは道路交通



法上の道路にかかる部分はすぐなんでしょうけど、民地にある分については、これは民地所有者のほうからするとずうっと放置をしているとあって、事件か何かに巻き込まれているんじゃないか。そのまま置いていると、またいろいろ張り紙をしたりして、注意喚起をしても、そのまま放置し続けられて、ガラスが割れたり、もうすっちゃんがつちゃんというような状況で、民地所有者のほうは後で言いがかりをつけられるようなことがあるんじゃないとか、いろんな不安に駆られているというような、これが実態なんです。以前のそういった公園の駐車場とかいう部分は、かなり最近では整備をされてきていると思うんですが、いまだに民地でこういったことが発生しているんです。そういったものに対する取り扱いとか、警察としての認識とか、対処の仕方とか、スピーディーな解決手法といったのはどう考えておられますか。

**中島交通部長** 委員の言われたとおり、民地については、道路交通法上は対応できませんので、基本的には警察が対応できないということになりますけれども、実際に相談がかなり警察署等にあっております。その場合は、まず、盗まれたものじゃないのか、誰が持ち主なのか、そういうところまで調査をして、そして本人に連絡がつけば、連絡をつけるようにしています。

それ以外に、例えば、本人がもう所在がわからなくなった、そういうところはかなりありますので、そういうものについては、市役所のほうに届け出をするようになっております。ただ、実際に市役所のほうでも、これが民有地がはっきりしておれば、強制で廃棄物として処理することも可能ですけれども、実際には誰でも入れるようなところがなかなか難しいということで、これはもう裁判所のほうに届け出をして、強制退去、そういう形をしないとなかなか難しいというふうになっています。

以上です。

**麻生委員** 要は現行法では、そういう処理しかできないということは十分認識しているんですが、これは住民側からすると、民地所有者のほうからすると、行政は何をやっているんだということになるわけですから、当然、一時保管場所の確保をするとか、一時レッカー移動するとか、いろんな方法も道路の場合はあるわけですね、道路交通法上は。それと同じようなことができないのかを含めて、再度、また国の法改正を含めて、どうすれば解決するのか、スピードアップができるのか、また、ちょっとその辺、調べて教えてください。

以上です。

**久原委員** 組織改編概要について、交番の体制強化と統廃合の問題。さっきも話してたが、現行の中ではどうしようもないかもしれないけど、要するに交番を設置するためには、地域の広さだとか、あるいは交通量の問題だとか、そんなのを参考にするんじゃなくて、人口だけなんやな。

例えば、私が今住んでいるのは野津町なんやけど、ここには5つの交番があったのが、もう3つに減ってしまった。ところが、国道10号線と502号線は交差して、交通量はどんどんふえてるみたいな感じの、そういう、いわゆる田舎における駐在所のあり方、あるいは交番のあり方というのを考えないと、どんどんどんどん人口は減少していくような状況の中で、交番はもうなくなってしまって、気がついてみたら、あの広いところに駐在所が1つしかなかったみたいな感じになってくるような状況があるから。やはり今後のあ

り方として、地域の広域性の問題と主要な交通量の問題とか、いろんなことを加味して、ただ、人口だけでしてたら、交番ができるのは大分市だけしかできないで、また全然なくなってしまいうわ。そういうことになってしまうから、そういうところはよう考えて、これからの警察署のあり方というのをやっぱり考えてみたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**曽根警務部長** 今、委員からお話がありました駐在所でございますけれども、県警としても、駐在所、交番の設置につきましては、もちろん人口の推移等もございます。あと、やはり事件、事故の状況とか、そういったものでも総合的に判断しながら検討していくということになります。

大変恐縮なんですけど、限られた人数、予算というものを、効率的に配置していくというのが我々警察の組織命題としてございます。ただ、その点は何とぞご理解いただきたいんですけども、やはり住民の皆さんのご意見等々というのもよく聞くということが、もちろん大切なことだと思っておりますし、それと社会情勢、事件、事故の状況、そういうのを総合的に判断して検討していくべきものだとも認識しております。

ですので、先ほど申しましたように効率的配置ということもやっぱり考えなければいけない有限な人材、そして、財政的な面というのを効率的に配置しているかという点もございますので、その点だけ何とぞご理解いただければありがたいと思います。

**久原委員** ぜひ考えていただきたいのは、減ってるところは——どこが減ってるかを見たら、警察の職員と税務署の職員が減っている。なぜこんなことになりよるのかなあということを考えたら、それが減って困る人たちがやっぱりおるわけやな。だから、そういうところは強化していくということは大事だということをおもうので、ぜひ考えとってください。

**曽根警務部長** 我々もやはり優秀な人材の確保というのは、今、全国警察でも非常に大きな問題となっております、その点については、先生おっしゃるようにしっかりと取り組んでまいりたいという考えです。

以上です。

**衛藤委員長** 久原委員から話が出ましたので、実は私は、そういった件で今度は一般質問しようと思って張り切ってたんですけども、もうこれは出ましたから、もうここでちょっとお話しさせてもらいます。

久原委員が言ったとおり、うちの杵築あたりもどんどん駐在所が減る、警察署もなくなる。今、交番とわずかな駐在所でやっておるんですけども、大分県全般的にそういう傾向はあるんじゃないかなというふうには思っております。どうも私の認識では、そういった駐在所がなくなる、減っていく、それにつれて、どうもオレオレ詐欺がふえてきたんじゃないかな、そういう傾向が統計でも見受けられるような気がしております。

なぜ駐在所が必要かといいますと、例えば、相談、電話で何かオレオレ詐欺の電話があっても、相談するちゅうて、警察署までなかなか行けないですよ、年寄り。昔は、各学校ごとに大体駐在所が1個ずつぐらいあったんですよ。ところが、もうどんどんなくなってきて。駐在所の方が、本当にその行政区の区の総会とか、敬老会とか来ていただいていた。それから、学校も卒業式、入学式なんか来てもらって、運動会にも来てもらって顔出して、すると、皆さんが「駐在さん」、「駐在さん」と言って、非常に気軽に話ができ

る、そういう状況があったんです。

実は、きのうも汐見生活安全部長に私もだいぶん好かんことを、そういうことを言ったんですけれども、駐在所というのは、もう世界で日本しかないですよ。素晴らしいものだと思いますよ。警察力で1番素晴らしい組織だと思います。要するに住民、国民に1番近づく組織であると思いますが、ぜひそれをふやしてもらいたいというのがあります。

それから、もう1点、うちは交番になりました。交番になると、2人かな——は駐在所なんですけれども、土日はパトロールに出るんです、やっぱりパトロール必要ですから、いろいろありますから。そうすると交番に誰もいない。例えば、何か相談に行ってもいなので、電話はありますけれども、なかなか電話では言いにくい面もありますし。ですから、せめて駐在所がない分、私は交番に増員していただきたい。

警察官をどんどんふやせばいいんですよ。やはり国民の、要するにそういった防犯、それから交通安全に対する人材が要るんですよ。ロボットじゃだめなんですよ。ですから、やっぱり警察官は地元で根づいた、そういう人数が要ると思いますので、そういったことをちょっと言おうと思ったんですけれども、ここで言ってしまったから、もう一般質問はしませんけど、できれば、課長さんでも本部長でも、そのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

**曽根警務部長** 警察官をどんどんふやしてほしいという、非常にありがたいお話をちょうだいしたところなんですけれども、駐在所というのは、まさに委員長のおっしゃるとおり、管内に居住しておるわけで、非常に地域密着性というメリットがある。

一方、やはり単独勤務になりますので、夜間とか休日の体制が弱いデメリットもあるのは事実です。

他方、交番を見ますと、交番のメリットというのは複数で勤務しておりまして、実態対処能力の高さとか、夜間、休日の体制が強いメリットはあるんですが、やっぱり通勤の勤務のため、地域密着性が低いとか、そういったメリット、デメリットが交番それぞれにございます。そういうメリット、デメリットを踏まえつつ、どうやって住民の皆さんの声も聞きながら、社会情勢も考えながら、先ほどと繰り返しになりますけれども、どうやって効率的に配置していくかという我々の組織の本当に大きな命題としてございますところです。先ほど委員長がおっしゃられた杵築につきましては、例えば、パトロールに出しまうと誰もいなくなってしまうと、相談に行こうとしても人がいないとかっていう状況があるというお話も聞いてはおるところでございますので、やっぱり勤務時間を柔軟に運用するとか、そういうことをして、なるべく空き交番にならないような、人がいるような勤務スケジュールといいますか、そういう運用というのをやってみたいというふうに考えております。そういうところでも対処できるんじゃないかと思って、実施しようとしているところでございます。

以上です。

**衛藤委員長** ありがとうございます。杵築警察署が前あったときは三十五、六名、横山課長知っているでしょう、三十何名おったですよ。今15名ですよ。だから、それ以上やっぱりなかなか完全に交番を運営するには足りない、皆さんの声を聞くのには足りない、そういう問題があります。交番が今、大分県で32カ所ですか、でしょう。2人ずつふやしても、たった64名ですよ。そのぐらいふやしてもいいんじゃないかと思うんだよ、私

は。そういったことで、駐在所じゃなかなか難しいかもしれませんから、せめて交番に何人かずつはふやしていただきたい。そうすると、そういった就職も皆さんたくさん——来る方も喜ぶでしょうし、ぜひひとつそういったことをご検討いただきたいということで、本部長、一言お願いします。

**奥野警察本部長** 委員長からお話がありましたように、今、杵築の幹部交番は土日は4名の体制で勤務をしております。それで、2台のパトカーを使って運用しておるんですけども、私ども何年かに1回、県民アンケートをとってあるんですね。そうすると警察に何を1番希望しますかというのと、やっぱりパトロールなんですね。警らをしてほしいということがありますので、どうしても勤務の形態としては、交番にじつとどまっているよりは、パトカーで出て行って警らをするということで、原則やっております。

ただ、今、警務部長が言ったように、そういう先生の杵築幹部交番については、土日に不在交番になってしまうという問題が本当にあるんだとしたら、その部分は、勤務の運用をちょっと変えて手当てできないかということで、今試験的に土日に不在交番にならないように警察官を1名土日に配置することにしています。

それで、委員長のおっしゃるように、土日に相談に行っても誰もいないというふうな状況がどれぐらいあるのか、どのような相談がそのときに寄せられているのか、そういう内容もよくじっくり検証してみた上で、どういう運用が1番いいのかというのを考えていきたいというふうなことで、今、委員長のおっしゃることも踏まえて、ちょっと今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**衛藤委員長** ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

私のところで、何でも相談室というのをやってるんですよ。それは日曜日は休みますけど、それでも年に二百四、五十人、相談に来ますよ。個人的な相談が半分以上ですけどね。ですから、やっぱりそういった話を聞いてあげるということも非常に大事なので、やっぱり今言った警らは1番大事です。だから、4人でパトカー2台で回るということは、もう絶対やめられません。そうすると、やっぱり交番に在駐する警察官が2名ぐらい要ると思いますので、とにかく増員も検討してください。では、そういうことでよろしく申し上げます。

以上です。一般質問はしません。

ほかにありませんか。

**桑原委員外議員** ご説明いただいたものではないですけども、話題になっておりますドローンの対応について、ちょっとお聞きしたいと思います。

県民のこの安全を脅かすような利用に対応して、条例なしで対応できるのか、条例化を検討されているのか、その辺をお聞かせください。

**小代警備部長** 小型無線機、いわゆるドローンにつきましては、国レベルでは議員立法だとか、また国土交通省だとか警察庁、それから経済産業省等で新たなルールづくりを今進めているというふうに承知しております。そのルールができたときに、大分県としてはどういう対応をするのかというのは、これから検討してまいりたいと思っております。

それから、東京都あたりは、非常に人が多く集まる公園あたりは、条例で禁止行為として制定したと聞いております。地方の大分県で、じゃあ、実際にその条例で今何か規制するものがあるかというのと、これはございません。

今後、我々としてやっぱり考えていかなければならないのは、非常に人が集まるだとか、空港だとか、大分駅だとか、いわゆるそういった施設の防護、こういったところにつきましては、管理者対策だとか、今進めているのは、基礎的な県内でそういった小型無線機を扱っている業者はどのくらいあるのか。

また、基礎資料の1つとしては、そういった小型無線機を持っている人を把握することができるのか、こういったところの作業は今進めているところであります。

具体的にその危険防止のためには、やっぱり管理者対策と、そのときの警戒活動の強化を図るというのが、今考えられる対策だというふうに思っております。

**桑原委員外議員** 本当に2万円から30万円ぐらいであると思うんです。おもちゃなんですけれども、これから防災の利用とか、有効な利用もたくさんふえていくと思いますので、利用は確実にふえていくと思います。これは起こってからじゃ遅いし、下手すりゃテロにも結びつく可能性がありますので、早急にご検討いただきたいと要望させていただきます。以上です。

**衛藤委員長** ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で平成27年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、県下の特殊詐欺の現状と対策について、執行部の説明を求めます。

**汐見生活安全部長** 県下の特殊詐欺の現状と対策についてご説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の16ページをお開きください。

初めに現状についてご説明いたします。1の認知状況の推移ですが、左側のグラフのとおり平成19年の152件、被害額約1億2千万円をピークに件数・被害額とも減少していたものの、新たな手口が出現するなどして、24年から再び増加傾向に転じております。

県警察では、23年まで被害届がなされた件数を元に集計、公表してまいりましたが、県内の被害実態をより把握するため、1の右側のグラフのとおり、24年からこれに既遂の相談を受理した分も加えて集計しております。

昨年は、相談分を含め186件、被害総額約6億1,400万円といずれも前年に比べて大幅に増加し、極めて深刻な状態であり、本年も4月末現在、相談分を含め80件、被害総額約1億3,200万円と被害額は前年同期に比べて減少していますが、認知件数はプラス30件と大幅に増加するなど、依然として被害の歯どめがかからず厳しい状況が続いております。

被害の手口別では、2に記載のとおり、本年は、架空請求詐欺と還付金等詐欺被害が多発し、全体の8割を占めております。

なお、架空請求詐欺とはアダルトサイト等の利用料が未納だとか、契約不履行で裁判等とだまして現金を交付させる手口でございます。また、還付金等詐欺とは、市役所等の職員を装い医療費等の還付に必要な手続があると言って現金自動預払機ATMに誘い出し、ATMを操作させて現金を振り込ませる手口です。

被害の内訳ですが、3に記載のとおり、性別では女性の被害が約6割、年齢別では、65歳以上の高齢者が約半数を占めております。

また、被害金の交付方法につきましては、昨年は振り込みが約5割、宅配便やレターパ

ック等での現金の送付が約3割でしたが、本年は振り込みが6割以上、送付型が約1割と、振り込みの割合が高くなっております。

次に、特殊詐欺の対策についてご説明します。

まず、検挙対策であります。17ページの1に記載のとおり、昨年は特殊詐欺と助長犯で合計114件、77人を検挙しており、件数は前年比プラス45件、検挙人員は前年比プラス36人といずれも増加しております。

また、本年も4月末現在、合計42件、29人を検挙しており、昨年同期比で件数はプラス19件、人員はプラス17人といずれも増加しております。

なお、助長犯とは、預金口座や携帯電話等を不正に取得し犯人グループに譲り渡すなど、特殊詐欺を助長する犯罪であります。

警察としましては、被害認知後素早い立ち上がりにより、だまされたふり作戦を実施し、実行犯である受取役等を検挙するとともに、その後の突き上げ捜査により、特殊詐欺グループの摘発・解体に努めてまいります。

また、特殊詐欺を助長する犯罪の取り締まりを一層徹底するとともに、犯行に利用された口座を管理する金融機関に対する口座凍結依頼や、犯行に利用された携帯電話の事業者に対する利用停止・解約依頼など、犯行ツール対策も徹底してまいります。

次に、予防対策であります。2に記載のとおり、被害の半数以上を占める高齢者の方々を中心に犯人と話をしない対策、だまされないための対策及び例えだまされても犯人にお金を渡さないための対策という3本柱を中心に取り組んでおります。

犯人と話をしない対策として、特殊詐欺の入口となる犯行グループからの電話を遮断するため、電話をかけてきた犯人に対し、録音する旨を警告して牽制するとともに、通話内容を録音する自動警告・通話録音機500台の無償貸与を6月から新規事業として行う予定でございます。

だまされないための対策としては、新たな手口や被害の多い手口等について、巡回訪問活動や会合等での啓発活動に加え、関係機関・団体との連携や各種広報媒体等の活用により、わかりやすいキーワードを活用したタイムリーな広報、注意喚起を行っております。

また、今年度、電話オペレーターが高齢者等に電話をかけて被害防止のための具体的な注意喚起を行うコールセンター事業を6月から実施いたします。

例えだまされても犯人にお金を渡さない対策としては、預貯金が被害金の原資となる場合が多いことから、金融機関との連携、協働に努めております。

本年2月には、九州財務局、金融業界団体と被害防止に関する協定を締結し、同協定に基づき、高額の預貯金を引きおろしてきた高齢者等への積極的な声かけや預貯金小切手を活用した被害防止対策を推進しております。

こうした取り組みの成果として、金融機関の職員等による声かけにより、本年4月末現在、29件、約7,500万円の被害を未然に防止しているところであります。

以上、特殊詐欺の現状と対策についてご説明いたしましたが、県警察としましては、県民に深刻な被害を及ぼしている特殊詐欺の撲滅に向け、今後とも組織を挙げて検挙と予防対策をさらに強化してまいります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にご質疑等もないので、以上で、県下の特殊詐欺の現状と対策についての説明を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にないようですので、これをもちまして警察本部関係を終わります。

執行部の皆さんはご苦労さまでした。

〔警察本部、委員外議員退室〕

**衛藤委員長** 次に、県内所管事務調査についてですが、まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**衛藤委員長** 以上、事務局に説明させましたが、この行程で、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**衛藤委員長** それでは、この案で決定いたします。

なお、常任委員会の活動を広く周知するため、県内所管事務調査については、県内ケーブルテレビ及び県政記者あて、お知らせすることとします。

この際、ほかに何かありませんか。

**麻生委員** 議会活性化検討委員会の中で、常任委員会の県内所管事務調査の充実についての課題も議論されておりまして、管内所管事務調査結果を終了後に委員会として執行部にぶつけてその成果がどうなったのかということも必要になってまいります。委員会としてもテーマとか問題認識も含めまして、ある程度、委員長、副委員長中心に皆さんから意見を聞いていただいて、認識を持って取り組みをしていただければと思いますので、意見として要望を申し上げておきたいと思います。

〔「委員長、副委員長一任」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。